

北杜市地下水採取井戸設置に係るガイドライン

1 ガイドライン策定の目的

北杜市は古来より水資源に恵まれ、地下水は人々の暮らしを支えてきた。現在では市営水道の水源にも利用しており、市民の財産となっている。

しかし、地下水は身近な資源であるものの目に見えないため、無秩序な利用の結果として環境の悪化を招くことも考えられる。

このため、市は「北杜市地下水採取の適正化に関する条例（平成16年11月1日条例第229号）」（以下「条例」という。）を定め、井戸設置者へ地下水採取の適正化と水源の保全に努める規定を設けた。

一方、平成26年6月12日に北杜市白州町、武川町全域が南アルプスユネスコエコパークエリアとして登録されたことにより、新たな地下水の保全と活用のルールづくりが必要と考え、井戸設置申請許可にあたり審査すべき事項と配慮すべき事項を定め、市・関係区及び近隣住民の理解のもとに秩序ある事業を推進するため、本ガイドラインを策定する。

なお、このガイドラインの他に条例並びに条例施行規則を遵守するものとする。

2 対象地域

南アルプス生物圏保存地域（北杜市白州町及び武川町の全域）

通称：南アルプスユネスコエコパークエリア

3 対象行為

生産・製造過程において地下水を使用する事業

4 審査事項等

条例第7条の規定に基づく許可を行うにあたり、次に掲げる事項により審査するものとする。ただし、以下の審査事項に限らず市の発展に多大に寄与する者は、総合的に評価し許可することができる。

(1) 事業者等の信頼性に関する事項

井戸のみの設置は不可とし、市内に事業拠点を置くこと。

(2) 市民の雇用に関する事項

市民の雇用に貢献すること。

(3) 地域貢献に関する事項

恒常的な地域貢献についての計画書及び実績報告を提出すること。

5 調整事項等

井戸の設置を行う者は条例に基づく申請を行うにあたり、次に掲げる事項について調整するものとする。

(1) 地下水保全に関する事項

井戸設置者はできる限り観測井戸を設置し、常に水位の状況を把握すること。

(2) 周辺等の同意に関する事項

一般家庭用井戸と比べて周囲が受ける影響が大きいと予想されるため、設置場所の行政区長及び周辺の既設井戸設置者（設置位置から半径250m以内）に対し、事業の説明を行い、同意の有無について書面で報告すること。

(3) 揚水量の記録に関する事項

北杜市は必要に応じ、井戸設置者に対し揚水量の報告を求めため、井戸使用開始後は、月ごとの揚水量及び水位の記録を備えておくこと。

(4) 井戸設置者の責務

設置した井戸が原因によるトラブルが発生した場合は、井戸設置者が責任を持って対応すること。

(5) 揚水量の制限に関する事項

地下水の枯渇や、公共用の水道水源に影響があると認められるとき、又はその恐れがあるときは、揚水量の制限等の指導・勧告に従うものとする。

(6) 協定書の締結

条例に基づく許可を行う際、条例・規則、申請内容の他、必要な事項を定めた協定書の締結を行うものとする。

6 ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、今後の社会的または環境的变化により必要に応じて随時見直すものとする。

7 適用

本ガイドラインは、平成30年4月1日から適用する。